

平成23年1月27日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

監査委員公告	
○監査結果の公表	1

## 監 査 委 員 公 告

平成22年12月3日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年1月27日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
秋田県監査委員 樽 川 隆  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

### 第1 請求の受理

#### 1 請求書收受年月日

平成22年12月3日

#### 2 請求人

秋田市南通亀の町10番37号 菅 原 名 奈 子

秋田市南通亀の町10番14号 菅 原 朋 子

秋田市横森五丁目5番11号 安 田 文 雄

#### 3 請求の要旨

##### (1) 措置の要求

秋田県が秋田県フェンシング協会に平成17年度から平成21年度に交付した補助金についての監査と、不適正に使われた補助金の返還を求めよう請求する。

##### (2) 請求の理由

① フェンシング協会が多額の不正を認める中間報告を公表した。

② 架空領収書による補助金の受領などの不正も報じられた。

③ 平成21年度に但し書きも何も無く、詳細のわからないコンビニエンスストアの領収書を需用費と認め補助金を交付しているが、同年度、他の事業で需用費として交付されている補助金が実際には適正に使われていなかった事が判明している。

県は適正な補助金執行の為に、領収書や報告書などの提出を協会に義務付けているが、①から③の事実から、実際に県の補助金の相当部分が適正に使われていない可能性が極めて高い。

チェックする立場の県は、今年の夏に協会が問題の一部を明らかにするまでこうした不適正な補助金の執行を見抜けなかった。

よって、平成17年度から平成21年度に県が協会に交付した補助金全ての用途について監査を求めるものである。

また不適正に使われた補助金は県に返還させる事を求める。

#### 4 事実証明書

(1) 選手強化対策費補助金に関し、秋田県フェンシング協会から県に提出された事業報告書等の写し

(2) 秋田県フェンシング協会が県に提出した調査報告書「県補助金の不適正処理について（中間報告）」の写し

(3) 関連する新聞記事の写し

#### 5 請求の対象となる職員

本件支出に関わった県職員

#### 6 請求の要件審査

本件請求事項のうち、平成21年度分については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

平成17年度分から平成20年度分については、次の理由により受理しない。

法第242条第2項の規定によると、住民監査請求は、請求の対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはすることができないが、正当な理由があるときは、請求することができるとされている。

この正当な理由の有無については、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決によると、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとしており、この相当な期間については、この判例によると66日であれば相当な期間内であり、84日であれば相当な期間を経過していると判断されている。

本件の場合、請求の対象となる当該行為があったことを住民が知ることができたといえるのは、秋田県フェンシング協会による補助金不適正処理が新聞により報じられた平成22年8月10日と考えられることから、請求人は遅くとも同日ころには当該行為を知り得たはずであるが、請求は平成22年12月3日になされたものであるから、判例で示す相当な期間内に請求があったとはいえない。

なお、請求人は請求が遅れた理由として、県の調査チームによる同協会に対する調査報告を待っていたことを挙げていますが、正当な理由として認めることはできない。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

- (1) 平成21年度に県が秋田県フェンシング協会（以下、「協会」という。）に対して交付した選手強化対策費補助金の交付事務の実施に当たり、協会が行った補助金の不適正処理を見抜けなかったことに違法性、不当性があるといえるか。
- (2) 協会による補助金不適正処理が発覚した後の県の対応について。

### 2 監査対象課

企画振興部スポーツ振興課

なお、同課職員のほか、平成21年度の当該事務担当職員からも聞き取りを行った。

### 3 請求人の証拠の提出及び意見の陳述

法第242条第6項の規定により、平成22年12月20日に証拠の提出及び意見の陳述の機会を設け、請求人が、選手強化対策費補助金に関し、秋田県フェンシング協会から県に提出された事業報告書等の写しを証拠として提出し、意見の陳述を行った。

### 4 関係人調査

協会及び財団法人秋田県体育協会に対して法第199条第8項に基づく関係人調査を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 選手強化対策費補助金とその目的

選手強化対策費補助金（以下、「補助金」という。）は、県内各スポーツ競技団体に所属する選手の競技力向上を図るため、主として競技団体が行う、指導体制の確立や選手の育成・強化等のための各種事業に要する経費に対し補助するものである。

#### (2) 補助金交付業務内容

県の行う補助金交付業務は、次のとおりである。

##### ① 補助金交付説明会の開催

各競技団体を対象とした補助金交付説明会を開催し、補助金交付要綱や申請手続き、注意事項について説明を行う。

##### ② 補助金交付申請書の受付

各競技団体から補助金交付申請書の提出を受け、申請内容を審査のうえ、交付決定し、各競技団体に通知する。

なお、各競技団体からは先ず財団法人秋田県体育協会に提出され、同協会が事業計画の内容を審査・確認した後、県に回送し、県は経理面の確認を行う。

##### ③ 補助金の支払

各競技団体から請求書の提出を受け、概算払により補助金を支出する。

##### ④ 事業報告書の確認

各競技団体から月ごとに事業報告書の提出を受け、その確認を行う。

（②と同様に確認を行う。）

##### ⑤ 実績報告書の確認、補助金交付額の確定

全ての事業の終了後、各競技団体から実績報告書の提出を受け、内容を確認のうえ、補助金交付額を確定する。

## (3) 平成21年度の補助金交付事務実施状況

補助金交付事務の実施状況は次のとおりである。

- 平成21年3月18日 協会を含む各補助対象競技団体を対象に補助金交付説明会を開催し、手続方法や注意事項等を説明
- 平成21年4月1日 協会より提出された補助金交付申請書受理
- 平成21年4月24日 この間、7回にわたり補助金を概算払により支払  
～22年1月27日 また、月ごとに事業報告書の提出を受け、経理面での確認を実施
- 平成22年3月26日 実績報告書受理
- 平成22年3月29日 交付額確定

なお、財団法人秋田県体育協会に委託し、事業計画や事業内容の審査・確認も行っている。

補助金交付金額は次のとおりである。

強化練習・合宿・遠征事業	2,529,932円
中学生強化事業	1,534,000円
高校生強化事業	1,445,068円
計	5,509,000円

## 2 請求人の主張とそれに対する監査対象課の説明

(請求人の主張)

県は協会による不適正な補助金の使用を見抜けなかった。

(スポーツ振興課の説明)

協会から提出された事業報告書は書類上は良く整っており、不正を疑わせる形跡は確認できなかった。このように意図的に不適正な使用を隠して操作された報告書が提出された場合、書類の精査で不適正処理を見抜くことは極めて困難であったと考える。

(請求人の主張)

県は協会に対し、不適正に使われた補助金を返還させる事を求める。

(スポーツ振興課の説明)

現在県の調査チームが行っている最終的な調査結果及び協会より提出された調査報告をもとに、補助金返還等協会への対応を検討する。

## 3 平成21年度における補助金交付事務の執行状況

## (1) 交付事務全般について

補助金交付申請書受付から確定に至るまでの事務は、概ね適正に行われていた。

## (2) 事業報告書の確認状況について

- ① 事業報告書は、収支精算書(補助金支出科目ごとの経費内訳記載)、事業報告書(事業実施内容を記載)、事業参加者名簿(所属名、参加日程も記載)、事業領収書貼付用紙(領収書の写しを貼付)がセットになっていた。
- ② 各事業の参加者の選定は協会が行っていた。  
また、参加者名簿の記載は信頼しており、出席有無の確認は行っていなかった。
- ③ 領収書の金額や日付は基本的に信頼していたが、不明な点がある場合は確認を行っていた。  
また、領収書にはそれぞれ利用人数や目的が申請者によりメモ書きされていたが、その真偽の確認は行っていなかった。
- ④ 航空機利用の場合は搭乗を証明する書類を添付させていた。
- ⑤ 収支精算書や事業参加者名簿、領収書との支出内容や金額、参加人数との整合性がとれていることを確認していた。

また、食事代は1人当たりの単価超過がないことも確認していた。

なお、各事業報告書の記載内容は別紙のとおりであることを確認した。

## 4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、協会及び財団法人秋田県体育協会に対し、次のとおり関係人調査を行った。

## (1) 協会

協会が本件事案について行った調査の状況等について調査したところ、次のとおりであった。

協会関係者(理事長、副理事長、事務局長)と県内の4フェンシングチームの監督及び保護者からの事情の聞き取りを行った。

領収書発行者(旅行業者、用具販売業者)に対し、領収書宛名と金額が正しいか確認した。なお、用具販売業者については、調査員が同社に赴いて関係帳簿を確認した。

## (2) 財団法人秋田県体育協会

財団法人秋田県体育協会の行っている事業内容の審査・確認について、その状況について調査したところ、次のとおりであった。

県との競技力向上対策事業委託契約に基づき、各競技団体に対する指導業務として、各競技団体から県に提出される補助事業報告書にある実施事業内容の妥当性や事業の有効性の確認等を行っている。なお、各事業の参加者名や人数の確認は行っていない。

## 第4 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

## 1 県の補助金交付事務における違法性又は不当性の有無について

請求人は、県が補助金交付事務を行うに当たって、協会による不適正な補助金の処理を見抜けなかったことは違法又は不当であると主張している。

県が補助金交付事務を行う際に、補助事業者から提出された事業報告書等を審査するに当たっては、その記載内容が真正であることが前提であるが、本件請求事案の場合、記載内容に虚偽があったにもかかわらず県はそれを発見できなかったことは確かであり、その結果、県には協会による補助金不適正処理額相当の損害が生じている。

しかし、補助金交付事務は、書類上は関係例規の規定に沿って適正に処理されており、また、事業報告書等の記載をそのまま信用して交付手続を進めたこと等についても、本件請求事案のように、不適正処理を行った形跡を意図的に隠した虚偽の事業報告書等が提出された場合は、通常行われる審査ではその記載内容が虚偽であることを発見することは困難であることから、このことをもって必要とされる確認行為を怠ったものとははいえない。

従って、県の補助金交付事務に違法性又は不当性があったとはいえない。

## 2 協会により不適正に使われた補助金の県への返還について

県は、平成22年8月に協会による補助金不適正処理が発覚した後、本件事案に関する調査を行い、現在は調査の最終報告の取りまとめに向けて作業中であるが、調査終了後は、補助金不適正処理額を速やかに算定の上、協会に対し返還を求めること。

以上のとおり勧告するので、その措置状況を回答されたい。

## 付記

協会による補助金不適正処理は、平成21年度のほか、平成17年度から平成20年度にかけても行われていたことは、県及び協会の調査により明らかであることから、県はこれらの年度における補助金不適正処理額も算定の上、速やかに返還を求めること。

また、県は補助金の交付・実績確認方法を改善するとともに、各補助対象者に対しても経理・監査体制の充実を強く指導し、再発防止に努めること。

## 別紙

細事業名	詳細事業名	支出科目	提出された書類	記載内容・注記
(1) 強化練習・合宿・遠征事業	① 強化合宿1 (秋田県スポーツ科学センター)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日 (宿泊有無含む)
		旅費	振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 なお、単価と人数が記載された宿泊施設請求書が添付されている。
			受領書 (交通費・指導者)	氏名、所属、住所、金額、受領印
			受領書 (交通費・選手)	氏名、所属、住所、金額、サイン
		報償費	受領書 (旅費と同一書類)	氏名、所属、住所、金額、受領印 なお、源泉所得税領収証書写しも添付
		需用費	コンビニエンスストア領収書	品名 (スポーツドリンク)、単価、個数

	使用料・賃借料	納入通知書兼領収書	金額 なお、秋田県スポーツ科学センター発行、同センター使用許可通知書が添付されている。
	その他	保険代理店領収書（傷害保険料）	保険の種類、保険期間、人数、金額
	強化用具補助	振込受領書（コンビニエンスストア発行）	品名（コーチ用プロテクター他）、数量、金額が記載された用具販売業者の納品書・請求書が添付されている。
② 強化合宿 2（聖霊女子短期大学 付属高校）		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日（宿泊有無含む）
	旅費	宿泊施設領収書	金額、人数
		弁当販売業者領収書	金額、品名（弁当代）と日付 なお、単価と個数がメモ書きされている。
		受領書（交通費・指導者）	氏名、所属、住所、金額、受領印
		受領書（交通費・選手）	氏名、所属、住所、金額、サイン
	報償費	受領書（旅費と同一書類）	氏名、所属、住所、金額、受領印 なお、源泉所得税領収証書写しも添付
	役務費	コンビニエンスストア領収書	金額、内訳（切手代）、単価、枚数 なお、郵送先（参加予定者・参加予定者所属団体）がメモ書きされている。
強化用具補助	振込受領書（コンビニエンスストア発行）	金額、振込先 なお、品名（電気ブレード他）、数量、金額が記載された用具販売業者の納品書・請求書が添付されている。	
③ 強化合宿 3（秋田県 スポーツ 科学センター）		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先（宿泊はなし）
	旅費	受領書（交通費・指導者）	氏名、所属、住所、金額、受領印
		受領書（交通費・選手）	氏名、所属、住所、金額、サイン
	報償費	受領書（旅費と同一書類）	氏名、所属、住所、金額、受領印 なお、源泉所得税領収証書写しも添付
需用費	コンビニエンスストア領収書	品名（スポーツドリンク）、単価、個数	
④ 強化合宿		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日（宿泊

4 (国体候補選手強化遠征：福島県川俣町)			有無含む)
	旅費	宿泊施設領収書	金額 なお、単価、人数が記載された請求明細書が添付されている。
		鉄道会社領収書	金額 なお、乗車区間、氏名がメモ書きされている。
		給油所領収書	金額 なお、給油車種（レンタカー・自家用車）がメモ書きされている。
		飲食店領収書	金額 なお、利用者内訳（指導者・成年男子・少年男女の別、人数）がメモ書きされている。
	報償費	受領書（旅費と同一書類）	氏名、所属、住所、金額、受領印 なお、源泉所得税領収証書写しも添付されている。
	需用費	コンビニエンスストア領収書	金額 なお、内訳の記載のない領収書がある。
	役務費	コンビニエンスストア領収書	金額、内訳（切手代）、単価、枚数 なお、郵送先（参加予定者、参加予定者所属団体）がメモ書きされている。
	使用料・賃借料	宿泊施設領収書（駐車料金）	金額 なお、添付の請求明細書に駐車料金額が記載。宿泊料金と一括支払
		高速道路会社領収書	金額、料金所名、領収時刻、車種 なお、レンタカー、自家用車利用時の高速料金である。
		レンタカー会社領収書	金額 なお、請求書に内訳が記載されている。
	その他（保険料・参加料）	保険代理店領収書（傷害保険料）	保険の種類、保険期間、金額 なお、氏名、単価の記載された保険証券が添付されている。
	強化用具補助	販売業者領収書	金額、品名（電気ブレード）、単価、個数
⑤ 強化合宿 5 (秋田県スポーツ科学センター・聖霊女子短期大学付属高		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日（宿泊有無含む）
	旅費	宿泊施設領収書	金額 なお、請求書（請求内訳記載）も添付。
		受領書（交通	氏名、所属、住所、金額、受領印

校)		費・指導者)	
		受領書(交通費・選手)	氏名、所属、住所、金額、サイン
		飲食店領収書	金額 なお、人数、明細が確認できる明細が添付されているものと、利用者内訳(少年男女の別、人数、食事の種類)がメモ書きされているものがある。
	報償費	受領書(旅費と同一書類)	氏名、所属、住所、金額、受領印 なお、源泉所得税領収証書写しも添付
	需用費	コンビニエンスストア領収書	金額 なお、内訳の記載はない。
使用料・賃借料	納付書兼領収書	金額 なお、秋田県スポーツ科学センター発行、同センター使用許可申請書が添付されている。	
⑥ 県外遠征 1 (牧杯ジュニアフェンシング選手権大会：京都府大山崎町)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日(宿泊有無含む)
	旅費	旅行会社領収書	金額 なお、利用者内訳(学校名、指導者・少年男子の別、人数)がメモ書きされている。
		振込金受取書(銀行発行)(航空機代として)	金額、振込先 なお、航空機利用便名、人数、旅行傷害保険、航空機欠航保険料額が記載された旅行会社請求書が添付されている。 支払は口座振込で行い、振込手数料は役務費により支払
		航空機搭乗証明書類	各参加者の搭乗券の写し
		宿泊施設領収書	金額 なお、利用者内訳(指導者・少年女子の別、人数)がメモ書きされている。
		鉄道会社領収書	乗車券金額、枚数 なお、利用者内訳(指導者・少年女子の別、人数、乗車区間)がメモ書きされている。
		タクシー会社領収書	金額 なお、利用者と乗車区間がメモ書きされている。 宿舎と会場の往復に使用
	需用費	飲食店領収書	金額 なお、利用者内訳(指導者・少年男女の別、人数、一部食事の種類)がメモ書きされている。

			給油所領収書	金額 なお、利用者（少年男子）及びレンタカー燃料代である旨メモ書きされている。
		役務費	振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 旅行会社（航空機手配）への旅行代金振込手数料として。
			振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 大会主催者に支払った大会参加料振込手数料として。
		使用料・賃借料	宿泊施設領収書 (駐車料金)	金額 レンタカー駐車料金として。単価と日数のメモ書きがある。
			駐車料金領収書 (秋田空港)	金額、利用時間
			旅行会社領収書 (レンタカー利用料金)	金額 なお、レンタカー単価と日数がメモ書きされている。
			高速道路会社領収書	金額、料金所名、領収時刻、車種 レンタカー利用時の高速料金である。
		その他（保険料・参加料）	振込金受取書 (銀行発行) (航空機代支払と同一書類)	金額 なお、旅行傷害保険、航空機欠航保険料額が記載された旅行会社請求書が添付されている。
			大会主催者領収書	金額 なお、大会参加料振込金受取書が添付されている。振込手数料は役務費により支払。単価と人数がメモ書きされている。
		強化用具補助	用具販売業者領収書	金額、品名（電気ブレード） なお、単価、個数がメモ書きされている。
(2) 中学生強化事業	① 県外遠征 1 (全国少年フェンシング大会： 京都府大山崎町)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日（宿泊有無含む）
		旅費	旅行業者領収書	金額 なお、利用チーム名のほか一部人数がメモ書きされている。
			宿泊施設領収書	金額 宛先はチーム名である。 なお、利用チーム名、人数がメモ書きされている。
		強化用具補助	振込金受領書 (コンビニエン	金額、振込先 なお、金額、品名（公認審判器）、数量、単価が



			ストア発行)	記載された納品書・請求書が添付されている。	
	② 県外遠征 2 (東北少年フェンシング大会: 山形県米沢市)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日 (宿泊有無含む)	
		旅費	宿泊施設領収書	金額 なお、人数、単価がメモ書きされている。	
		使用料・賃借料	レンタカー会社領収書	金額	
		強化用具補助	販売業者領収書	金額、品名 (フルーレメタルジャケット)、単価、個数	
(3) 高校生強化事業	① 強化合宿 (聖霊女子短期大学付属高校)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日 (宿泊有無含む)	
		旅費	振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 なお、利用日、単価、人数が記載された請求書写しが添付されている。振込手数料は役務費により支払	
		役務費	振込金受取書 (銀行発行)	金額 宿泊施設より支払方法が口座振込と指定されている。	
		その他 (保険料)	傷害保険料領収書	保険の種類、保険期間、人数、金額 なお、単価と人数がメモ書きされている。	
	② 県外遠征 1 (東京都ジュニアフルーレ個人選手権大会: 東京都世田谷区)			事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日 (宿泊有無含む)
		旅費	旅行会社領収書	金額、商品名 (航空会社バック) なお、商品名、便名、宿泊施設名、利用者名、単価、人数が記載された請求書写しが添付されている。	
			航空機搭乗証明書類	各参加者の搭乗券の写し	
			飲食店領収書	金額 なお、利用者内訳 (日付、少年男女の別、食事の種類、人数) がメモ書きされている。注文品名内訳記載はなし。	
			タクシー会社領収書	金額 なお、乗車区間と利用者内訳 (少年男女の別) がメモ書きされている。	
			鉄道会社領収書	金額 なお、乗車区間と利用者内訳 (少年男女の別、一部人数) がメモ書きされている。	

	役務費	郵便事業会社領収書	現金書留料金額 なお、送付控えの写しが添付され、出場費送付である旨メモ書きされている。 主催者より支払方法が指定されている。
	使用料・賃借料	駐車料金領収書 (秋田空港)	金額、利用時間
	その他(参加料)	大会主催者領収書	金額、摘要(大会参加料) なお、宛名は選手所属学校名となっている。
	強化用具補助	販売業者領収書	金額、品名(電気ブレード)、単価、個数
③ 県外遠征 2(東京都 ジュニアフル ール選手権大会: 東京都世田谷区)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日(宿泊有無含む)
	旅費	旅行会社領収書	金額、摘要が航空券、宿泊代 なお、宿泊日数と人数、単価がメモ書きされている。 宛先は選手所属学校名となっている。
		航空機搭乗証明書類	各参加者の搭乗証明書の写し
	強化用具補助	販売業者領収書	金額、品名(電気ブレード)、単価、個数
④ 県外遠征 3(西日本 フェンシング 選手権大会: 和歌山市)		事業参加者名簿	参加者氏名、所属名、連絡先、事業参加日(宿泊有無含む)
	旅費	旅行会社領収書	金額 なお、商品名、便名、宿泊施設名、利用者名、単価、人数が記載された請求書写しが添付されている。
		航空機搭乗証明書類	各参加者の搭乗案内券控えの写し
		鉄道会社領収書	金額 なお、乗車区間と人数がメモ書きされている。
		バス会社領収書	金額、乗車区間、人数 なお、乗車人数、単価がメモ書きされている。
		タクシー会社領収書	金額 なお、乗車区間がメモ書きされている。
		飲食店・コンビニエンスストア領収書	金額 なお、利用者内訳(指導者・高校生の別、人数、食事の種類)がメモ書きされている。注文(購入)品名内訳記載がないものがある。
	報償費	受領書	氏名、所属、住所、金額、受領印

			なお、源泉所得税領収証書写しも添付
	役務費	振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 振込手数料として。主催者より支払方法が指定 (口座振込)されている。
	使用料・賃 借料	駐車料金領収書 (秋田空港)	金額、利用時間
	その他(参 加料)	振込金受取書 (銀行発行)	金額、振込先 なお、大会参加料の振込であるが、主催者発行領 収書は添付なし(振込先は主催者)。個人・団体 の別、人数、単価がメモ書きされている。振込手 数料は役務費により支払
	その他(保 険料)	保険代理店領収 書(傷害保険 料)	保険の種類、保険期間、人数、金額
	強化用具補 助	販売業者領収書	金額、品名(電気ブレード) なお、単価、個数がメモ書きされている。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号